

住民票等の郵送申請の郵送料を 期間限定で市が負担

新型コロナウイルスの感染防止対策の一環として、
区役所窓口の混雑緩和のため、住民票の写しなどの証明書の
請求を郵送で行う場合、市が郵送料を負担します。

令和2年5/19火 ▶ 令和2年6/30火
(6月30日までの消印有効)

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/14900084.html>

対象手続

住民票の写しや戸籍謄本など、区役所市民課で取り
扱う証明書の請求 ※ただし、住民票が本市にある方
からの請求に限ります。

手続方法

- 1 下記の「料金受取人払」の様式を封筒に貼付
(切手不要)
- 2 送付用の封筒の内容物
 - ・あて名を明記した返信用封筒(切手不要)
 - ・証明書の発行手数料相当の定額小為替証書
 - ・請求書(左記の市のHPからダウンロード)
 - ・本人確認書類の写し など

「料金受取人払」の様式 下記の様式を切り取って、区政事務センターへ送付する封筒の表に貼付してください。
※印刷する際は、拡大または縮小をしないでください。

【定形外郵便物用】 重さ 1kg以内

サイズ: 長辺 34cm以内/短辺 25cm以内/厚さ 3cm以内

【定形外郵便物用】 重さ 50g以内

サイズ: 長辺 14~23.5cm/短辺 9~12cm/厚さ 1cm以内

料金を取人払郵便

〒803-8790

小倉西局承認
2355

北九州市小倉北区大手町一番一号
北九州市区政事務センター 行

※この封筒は北九州市に住民票のある方のみ
ご使用できます

定形外
差出有効期間
令和2年6月
30日まで
(切手不要)

上記の部分切り取ってそのままご使用いただけます

料金を取人払郵便

〒803-8790

小倉西局承認
2355

北九州市小倉北区大手町一番一号
北九州市区政事務センター 行

※この封筒は北九州市に住民票のある方のみご使用できます

定形
差出有効期間
令和2年6月
30日まで
(切手不要)

上記の部分切り取ってそのままご使用いただけます

みなさんもコロナ感染しないように気をつけて下さいね!



北九州市議会議員 白石かずひろ事務所
TEL.093-681-6128 FAX.093-681-6138
e-mail k-sris@hop.ocn.ne.jp URL http://www.shiraishi-k.com

●この市政レポートは、市議会各会派に交付される政務活動費を用いて作成しています。
●重複して送付されたり、宛名変更などがある場合は、お手数ですが白石かずひろ事務所までご一報ください。

市政課題をお気軽に
ご相談下さい!

11年で4000件以上のご相談を賜りました。子育てや介護、街づくりや老朽空家対策など様々な相談をいただきました。簡単には解決できない課題も多くありますが、相談実績には誇りをもってまいります。



北九州市議会議員 八幡東区

白石かずひろの 日ハートフル通信 号外

【発行日】令和2年6月
【発行人・編集人】白石一裕

2020

~緊急事態宣言解除後についての不安や悩みを共に~
大規模支援のための大型補正予算臨時会を開催!!



実際のPCR検査デモンストラーション

新型コロナウイルス感染拡大が、本年1月末のクルーズ船乗客乗員の大量発生(クラスター)に端を発し日本中いや世界中を不安に陥れました。未曾有ともいえるべき事態を深刻に受け止めたのはいつの時点だったか思い返せないほど日々の対応に政界、財界ましてや最先端で危険を顧みず感染者の対応にあたったいただいた医療界の皆さまを一気に混乱させるに至りました。

中国武漢で発生したとみられる新型ウイルスの猛威は約100年前に発生したスペイン風邪にたとえられますが、当時はこの病気で世界4000万人の方が亡くなったと報告されています。私が市議会に出させていただいた12年前にも新型インフルエンザが流行の兆しをみせており、議会に対応について質問させていただいた記憶が鮮明によみがえってきました。

幸いにして今日ほどの流行拡大とはならずほっとしたのもつかの間、今回の新型コロナウイルスの大流行に至りました。4月7日には全国13都道府県に「緊急非常事態宣言」が発せられ、まもなくして全国に拡大適用するに至り5月6日までの外出自粛などを求められ、さらに延長されました。日本全国や本市においても様々な規制や感染拡大防止の観点から様々な行動制限がかけられ、外出自粛による経済の疲弊は顕著となりました。教育現場も大混乱をきたしました。

そのような社会が大きな痛みを伴う状況の中、令和2年4月30日と5月1日に北九州市議会臨時会が開かれました。

- ①感染拡大防止と医療提供体制の強化
- ②感染症拡大防止に取り組む市民等の支援
- ③雇用維持と事業継続のための地域経済対策
- ④新型コロナウイルス感染症への更なる備え

本市感染者76名「19日間罹患者0!!」5月18日時点

の4つの柱に沿って、喫緊に必要な対策を4月補正予算として取りまとめました。国や県も追加の支援を出す予定にしていますが、本市においても6月議会で更なる大規模補正予算を組まなければならないと考えています。

北九州市は感染者が5月20日時点で76名と多くはありませんが、市民一丸となってこの難局に立ち向かっていかなければなりません。また秋にも予想される第2波や第3波にも備えなくてはなりませんし、何より今からの雨季の災害避難(蜜を避けるための避難所の確保)などにも工夫が必要と考えています。

最後に市民お一人お一人が決められたことの励行(手洗い・うがい・マスク着用etc)などに心がけ、地域などでの声掛けなどを実践していただければ、再び以前のような生活がもどってくることも遠いことではないと考えています。ともに力を合わせて参りましょう。

※中面に「新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策まとめ」一覧があります。

また白石事務所にも承りますのでご遠慮なくご相談ください。



ドライブスルー検査場所:旧市立八幡病院玄関前

白石かずひろ市政報告会
(励ます会)日程再延期のお知らせ

秋 延期した開催予定の6月22日を中止し
に日程を再延期しました。

【北九州市版】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策まとめ

個人・世帯向け

給付 (もろえ)	すべての方々へ	全国	特別定額給付金	1人につき10万円を給付 対象者:基準日(4/27)に住民基本台帳に記載されているもの 受給権者:給付対象者の属する世帯の世帯主	市民文化スポーツ局 特別定額給付金室 093-582-3640
	子育て世帯で家計が大変	全国	子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人当たり1万円を給付 対象者:児童手当の受給者	子ども家庭局子育て支援課 093-582-2410
	離職、休業等で住居を失った、失うおそれがある	全国	住居確保給付金	家主に対し、家賃実費支給 (一定の基準額あり) 支給期間:原則3カ月(最長9カ月)	各区役所保健福祉課
	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	全国	高等教育就学支援制度	授業料・入学金の免除/減額+給付型奨学金の支給 対象:住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301
猶予 (支払延長)	収入が減って家賃が支払えない	市	市営住宅家賃の減免・徴収猶予及び市営住宅等の提供	【市営住宅家賃の減免・徴収猶予】減免額:家賃の「4分の1」から「4分の3」までの範囲で収入に応じて決定。(Aランク家賃の方のみが対象) 徴収猶予期間:入居者の状況に応じて決定 【市営住宅等の提供】要件:解雇などにより住居を失った方、期間:原則1年、家賃:市営住宅当該住宅の最低家賃(1万円~2.5万円程度)等	各区市営住宅・市公社住宅相談コーナー
	市民税・固定資産税が払えない	全国	市税の徴収の猶予・換価の猶予	申請により、1年以内の期間に限り徴収の猶予・換価の猶予	財政局東部市税事務所納税課 財政局西部市税事務所納税課
	国民健康保険料が支払えない	全国	保険料の徴収猶予	申請により、1年以内の期間に限り徴収の猶予	各区役所国保年金課
	介護保険料が支払えない	全国	保険料の徴収猶予	申請により、1年以内の期間に限り徴収の猶予	各区役所保健福祉課
	水道料金等が支払えない	市	水道・下水道・工業用水道料金の支払い猶予	収入が減少した世帯を対象に、料金の納入期限を猶予	上下水道お客さまセンター 093-582-3610
貸付 (かりる)	収入が減って家計の維持が難しい、市営住宅を借りたい	全国	個人向け緊急小口資金	貸付上限:10万円以内 (世帯等の状況によっては20万円以内) 据置期間:1年以内 償還期間:2年以内	北九州市社会福祉協議会 093-882-4405 各区役所内社会福祉協議会
		全国	個人向け総合支援資金	貸付上限:単身世帯は月15万円以内 (2人以上の世帯は月20万円以内) 貸付期間:原則3カ月以内、 据置期間:1年以内 償還期間:10年以内	北九州市社会福祉協議会 093-882-4405 各区役所内社会福祉協議会

事業者向け

給付 (もろえ)	自粛などで業績が悪化	全国	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し給付金を支給 上限:法人200万円、個人事業者100万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
		県	福岡県持続化緊急支援金	前年同月比で売上が30%以上50%未満減少した中小企業等を支援 上限:法人50万円、個人事業者25万円	福岡県持続化緊急支援金相談ダイヤル 0570-094-894
		市	北九州市持続化緊急支援金	市内の中小企業等で、県持続化緊急支援金の支給認定を受けた者に支援金を支給 法人一律20万円、個人事業者一律10万円	産業経済局緊急経済対策室 093-582-2299
	従業員に休んでもらう	全国	雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成(中小なら最大10分の9まで)助成率は、企業規模・雇用条件で変動	【相談】新型コロナウイルス事業者向け相談窓口 小倉 093-551-3619 / 戸畑 093-873-1433 黒崎 093-642-2861 【申請窓口】福岡県就業支援センター 092-411-4701 北九州雇用調整助成金臨時窓口 093-616-0860
	従業員に(フリーランスで)子どもがいる	全国	小学校休業等対応助成金(支援金)	小学校等が臨時休業した場合等に、有給の休暇を取得させた企業に対し助成 対象期間:2/27~6/30 上限:8,330円(フリーランスは4,100円)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
	デリバリー・テイクアウト、テレワークに取り組みたい	県	中小企業の経営革新等支援	①デリバリー・テイクアウトの取組支援(補助率3/4、上限50万円)②テレワーク導入支援(国の「IT導入補助金」に上乗せ)	①福岡県商工部新事業支援課 092-643-3449 ②福岡県商工部中小企業振興課 092-643-3425
	休業要請を受け、休業等を実施した事業者への支援	市	店舗への家賃等支援	補助率4/5、補助上限額40万円	北九州市休業要請等賃料緊急支援事務局コールセンター 0120-330-562
	市による宿泊事業者への支援	市	宿泊モニターキャンペーン	1人1泊あたり1,000円~3,000円の割引販売を条件に市が部屋を買い上げ	産業経済局観光課 093-551-8150
		市	宿泊施設を活用したテレワーク支援	補助率1/2、1人1日利用あたり3,000円	産業経済局観光課 093-551-8150
	市による民間文化施設等事業者への支援	市	民間文化施設等事業者への支援	無観客での映像配信設備や感染防止対策費用として50万円を上限に補助	民間文化施設事業者助成金特設窓口 080-3906-2023 または 090-8409-2024
猶予 (支払延長)	法人税や消費税などの納税が難しい	全国	納税の猶予	事業等に係る収入に相当の減少(前年同月比▲20%以上)があった方は、1年間、国税の納付を猶予(無担保かつ延滞税なし)	各地域の税務署
	社会保険料が支払えない	全国	健康保険料や厚生年金保険料の猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予	健康保険協会または組合・日本年金機構
	水道料金等が支払えない	市	水道・下水道・工業用水道料金の支払い猶予	売上減少により事業活動が厳しい事業者などを対象に料金の納入期限を猶予	上下水道お客さまセンター 093-582-3610
貸付 (かりる)	資金繰りのため融資を受けたい	県	中小企業向け制度融資	県の制度融資における保証料全額補てんに加え、無利子・無担保の特別融資を実施	新型コロナウイルス事業者向け相談窓口 小倉相談窓口 093-551-3619 戸畑相談窓口 093-873-1433 黒崎相談窓口 093-642-2861
		市	中小企業への資金繰り支援	「セーフティネット保証4号」及び「危機関連保証」の認定を受けて市の融資を利用する場合、保証料の利用者負担ゼロ	
		全国	中小企業・小規模事業者向け融資制度	日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症特別貸付に併せて、利子補給による実質的な無利子を実施(無利子・無担保融資)	日本政策金融公庫北九州支店 国民生活事業 093-541-7551 日本政策金融公庫八幡支店 国民生活事業 093-641-7715

新型コロナウイルスの相談・問い合わせ
北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル ☎ 0570-093-567
 視覚障害のある方は FAX.093-522-8775

北九州市コールセンター ☎ 093-582-4894
 年中無休 8時30分~20時

北九州市役所及び各区役所代表電話番号 ※いずれも平日8時30分~17時15分	小倉南区役所	☎ 093-951-4111	
	若松区役所	☎ 093-761-5321	
北九州市役所	☎ 093-582-2525	八幡東区役所	☎ 093-671-0801
門司区役所	☎ 093-331-1881	八幡西区役所	☎ 093-642-1441
小倉北区役所	☎ 093-582-3311	戸畑区役所	☎ 093-871-1501

その他	北九州応援サイトによる支援	市	北九州応援サイト(マッチングサイト)による支援	影響を受けている飲食店等の店舗情報と特典情報をサイトで紹介	
	市による飲食店への支援	市	クラウドファンディングによる飲食店等の支援	市民が先払いで飲食店・サービス業等を支援する(支援した店舗で将来使える応援チケット「夏に行く券」を発行)	産業経済局商業サービス産業政策課 93-582-2050
		市	大手小売店等とタイアップしたデリバリーサービスの支援	新たなデリバリーサービスを構築し、地元飲食店が登録できる仕組みを新設	
	デリバリー提供グループへの支援	市	我がまち思いやりデリバリー事業	地域でデリバリーサービスを提供するグループへの支援により、飲食店の売上げ・住民の利便性を向上	